

議案第 9 号

上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 2 月 20 日

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則

上尾市社会教育指導員設置規則（昭和 49 年上尾市教育委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

社会教育指導員については、その業務内容の専門性から継続的な任用が必要となることから、原則 3 年までとする現行の任期に関する制限を撤廃したいので、この案を提出する。